

1) 父母の収入関係書類一覧

※注意事項や提出例、「2) 所得関係書類の説明」もよく確認すること。

- ＝必ず提出

●＝手元にあれば提出

▲＝確定申告していない場合に提出

HP から書式を印刷
(URL は次ページ以降)

収入状況	① 2021 年度所得証明書	② 源泉徴収票	③ 給与明細書直近 3 カ月分	④ 確定申告書の控 (第一表・第二表)	⑤ 市区町村民税申告書の控	⑥ 報酬料金支払調書	⑦ 雇用保険受給資格者証	⑧ 公的年金等源泉徴収票	⑨ 各種手当通知書	⑩ 廃業証明書・収入停止の 説明書	⑪ 所得見込証明書	⑫ 退職証明書	⑬ 無収入である旨の誓約書 (収入に関する事情書)	⑭ 援助金報告書
給与所得者 (会社員・パート・アルバイト)														
2020 年 1 月 1 日以前から勤務している	○													
2020 年 1 月 2 日以降に就職・転職した	○		○											
2020 年 1 月 2 日以降退職し、現在無収入	○	●					●					○	○	
自営業者 (商・工・農・林・水産業等)														
2020 年 1 月 1 日以前から営業している	○													
2020 年 1 月 2 日以降に営業を開始した	○			○	▲						○			
2020 年 1 月 2 日以降に廃業し、現在無収入	○						●			○			○	
外交員、自由業者														
2020 年 1 月 1 日以前から就業している	○													
2020 年 1 月 2 日以降に就業開始した	○			○	▲	▲					○			
2020 年 1 月 2 日以降に就業をやめ現在無収入	○						●					○	○	
不動産所得者														
2020 年 1 月 1 日以前から所得がある	○													
2020 年 1 月 2 日以降から所得がある	○			○	▲						○			
2020 年 1 月 2 日以降は所得なし	○									○			○	
その他の所得者、雑所得の場合														
利子、配当、雑所得等がある	○			○	▲									
内職収入がある	○			○	▲									
年金、恩給等を受給している	○			●	▲			○						
生活保護を受給している	○								○					
傷病手当金を受給している	○								○					
児童扶養手当・児童手当を受給している	○								○					
援助金や離婚後養育費等を受けている	○													○
上記に該当しない無収入者														
2020 年 1 月 1 日以前から無収入 (専業主婦・主夫も含む)	○													

【注意事項】

- ・ 上記一覧表および提出例を参照し、生計維持者（原則父母）の所得関係書類を準備してください。
- ・ 提出された書類は一切返却しません。
- ・ 各種書類の詳細について、「2) 所得関係書類の説明」を必ず確認してください。
- ・ 収入状況や世帯事情により、記載されていない書類の作成および提出を求めることがあります。
- ・ 書類の作成、発行にあたってはマイナンバーの記載がないようにしてください。

【提出例】

◎父が会社員（給与所得者）として 1991 年から勤務しており、母は専業主婦で無収入の場合

父：表の給与所得者「2020 年 1 月 1 日以前から勤務している」に該当

⇒○のついている①「所得証明書」を提出する。

母：表の上記に該当しない無収入「無収入（主婦も含む）」に該当

⇒○の付いている①「所得証明書」を提出する。

2) 所得関係書類の説明

①2021 年度（2020 年 1～12 月分）所得証明書 **コピー可（A4 サイズで提出）**

（収入や所得、課税額、配偶者・扶養者控除等を証明した書類）

・世帯所在地の市区町村役所で発行し、提出してください。

※無収入の場合は、所得金額 0 円の「所得証明書」または「非課税証明書」を提出してください。

※「市民税・県民税特別徴収額の通知書」、「納税証明書」は所得の内訳の記載がないため証明書として認められません。

※収入所得の金額や内訳、配偶者や扶養者の控除や人数が*****等で目隠しされているものは認められません。

②源泉徴収票 **コピー可（A4 サイズで提出）**

（給与等の支払をする者が、その支払額および源泉徴収した所得税額等を証明する書類）

・2020 年 1 月 2 日以降に退職した場合、手元に勤務先より発行された 2020 年分給与所得の「源泉徴収票」があれば、提出してください。

・支払報告書は受付できません。

③給与明細書（直近 3 か月分） **コピー可（A4 サイズで提出）**

（毎月の給与支払いとともに勤務先から交付される書類）

・2020 年 1 月 2 日以降に就職した場合、直近 3 か月分の給与明細書のコピーを提出してください。

・余白に、賞与の有無を必ず明記してください。

④確定申告書の控（第一表・第二表） **コピー可（A4 サイズで提出）**

（一年間の所得額を申告し、納税手続きの際必要となる書類）

・2020 年 1 月 2 日以降に営業を開始した場合、「2020 年分所得税確定申告書（控）」の第一表・第二表両方のコピーを提出してください（2021 年 2～3 月に税務署に申告した分）。

・確定申告書の控に税務署の受付印（文書收受印）があるか確認してください。

【電子申告(e-Tax)をした場合】

受付日時等が印字された「確定申告書または申告内容確認票（第一表・第二表）」のコピーを提出してください。

【確定申告書の控が手元にない場合】

確定申告書を提出した税務署に書類を閲覧させてもらい、黒のボールペンで別紙に内容を書き写し、申告者自身が余白に署名・捺印（朱肉用印鑑使用）したものを提出してください。

【税務署に確定申告をしていない場合】

⑤「市区町村民税申告書の控」を提出してください。

⑤市区町村民税申告書の控 **コピー可（A4 サイズで提出）**

（住民税課税のために、市区町村役所に所得内容を申告する書類）

・税務署に所得税確定申告をしていない場合、2021 年 3 月までに市区町村役場に申告した「2020 年度市区町村民税申告書の控」（2020 年中の所得申告）を提出してください。

⑥報酬料金支払調書 **コピー可（A4 サイズで提出）**

（主に外交員・外務員等の方で、報酬を受けている者が勤務先から発行されている書類）

・2020 年分報酬料金支払調書を提出してください。

※確定申告をしている場合は④「確定申告書の控（第一表・第二表）」を提出してください。

⑦雇用保険受給資格者証 **コピー可（A4 サイズで提出）**

（失業手当を受け取る資格を証明する書類）

- ・雇用保険（失業保険）を受給している場合は、公共職業安定所が発行する「雇用保険受給資格者証」の表裏のコピーを提出してください。

⑧公的年金等源泉徴収票 **コピー可（A4 サイズで提出）**

（日本年金機構等発行の2020年中（2020年1月～12月）に受給した年金額の源泉徴収票）

- ・年金（公的、企業、遺族、個人等）や恩給等を受給している方に交付されています。
- ・上記書類が手元に無い場合、次のいずれかを提出してください。
 - （1）最近の「年金支払通知書」（ハガキ）に一年間の支払 回数を明記したもの
 - （2）最近の「年金額改定通知書」
 - （3）日本年金機構等から再発行を受けた「2020年分公的年金等の源泉徴収票」

⑨各種手当通知書（直近3か月分） **コピー可（A4 サイズで提出）**

（各種手当の受給者に交付されている通知書）

- ・下記の状況に該当する場合、それぞれの通知書のコピー（直近3か月分）を提出してください。
 - 生活保護を受給中 → 生活保護（変更）決定通知書
 - 傷病手当金を受給中 → 傷病手当金通知書
 - 児童扶養手当・児童手当を受給中 → 受給金額が記載された通知書

次の⑩～⑭の書類は、**学生課HP**

（<https://www.koshigaya.bunkyo.ac.jp/koshigak/scholarships/scholar-document>）
から書式を印刷・使用してください。



⑩廃業証明書・収入停止の説明書 **コピー可（A4 サイズで提出）**または **HP から書式印刷（A4 サイズで提出）**

（廃業したことを証明する書類）

- ・自営業が閉店、破産、倒産、営業停止になった場合は関係官庁等に閉店等を届出た書類、または関係官庁等による公的証明書（「破産宣告書」「銀行取引停止通知書」等）、または弁護士による証明書を提

出してください。

- ・農業収入・不動産収入がなくなったが、公的証明書がない場合は、所得を得ていた該当者本人が自筆で「廃業証明書・収入停止の説明書」を作成の上、提出してください。

⑪所得見込証明書（自営業・その他の所得者） HP から書式印刷（A4 サイズで提出）

（給与以外の所得者の1年間の所得見込額が記載された書類）

- ・2020年途中から現在までに自営業等を始めた方は「所得見込証明書」を作成の上、提出してください。

⑫退職証明書 HP から書式印刷（A4 サイズで提出）

（元の勤務先にて作成された退職を証明する書類）

- ・すでに手元に退職の事実等を証明する書類がある場合は、その書類を提出してください（コピー可）。
- ・勤務先で発行してもらえない場合は、退職者本人の自筆で「退職証明書」を作成の上（この場合は社印不要）、提出してください。

⑬無収入である旨の誓約書（収入に関する事情書） HP から書式印刷（A4 サイズで提出）

（出願時点において無収入の状態であることを誓約する書類）

- ・所得関係書類提出の対象となる生計維持者が出願時点で無収入の場合は、必ず該当者本人が自筆で「無収入である旨の誓約書（収入に関する事情書）」を作成の上、提出してください。

⑭援助金報告書 HP から書式印刷（A4 サイズで提出）

（別家計から出願者及び同一生計者に対して援助金を受けていることを報告するための書類）

下記の状況に該当する場合、「援助金報告書」を援助者が作成の上、提出してください。

- ・生計維持者の離婚等により養育費の援助を受けている
- ・祖父母または親戚等からの生活費等の援助を受けている
- ・その他証明書等の発行を行うことが出来ない個人からの金銭的な援助を受けている